

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（概要）

一 総則

1 目的

介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定めることにより、優れた人材を確保し、もって要介護者等・障害者等に対するサービスの水準の向上に資すること

2 基本理念

- (1) 介護・障害福祉従事者の人材の確保は、介護・障害福祉従事者が、要介護者等・障害者等が可能な限り自立した生活を営むことができるようにしてその生活の質を維持向上させること、要介護者等・障害者等の家族が介護のために離職を余儀なくされるという事態が生じないようこれらの者の家族の負担を軽減させること等の重要な役割を担っているという基本的認識の下に行われなければならないこと
- (2) 介護・障害福祉従事者の人材の確保は、(1)の基本的認識の下に、その賃金が他の業種に属する事業に従事する者と比較して低い水準にあること、介護・障害福祉従事者が従事する業務が身体的及び精神的負担の大きいものであること等に鑑み、介護・障害福祉従事者の将来にわたる職業生活の安定及び離職の防止を図ることを旨として、行われなければならないこと
- (3) 介護・障害福祉従事者の人材の確保は、(1)の基本的認識の下に、介護・障害福祉従事者が要介護者等・障害者等に対して質の高いサービスを提供するためには介護・障害福祉事業者等において介護・障害福祉従事者を支援する体制の充実が必要不可欠であることを踏まえて行われなければならないこと

※ 介護・障害福祉従事者：介護・障害福祉事業者等の従業者であって専ら保健医療サービス又は福祉サービスに従事するもの

※※ 介護・障害福祉事業者等：①介護保険法の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者等、②障害者総合支援法の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、地域活動支援センターの設置者等、③児童福祉法の指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者、指定障害児相談支援事業者等

二 介護・障害福祉従事者等の賃金の改善等

1 介護・障害福祉従事者等処遇改善助成金の支給

都道府県知事は、介護・障害福祉従事者及びその他の介護・障害福祉事業者等の従業者の賃金を改善するための措置を講ずる介護・障害福祉事業者等に対し、「介護・障害福祉従事者等処遇改善助成金」を支給すること

※ 介護・障害福祉従事者等を対象に平均して1人当たり月額1万円賃金を上昇させることを想定

※※ その他の介護・障害福祉事業者等の従業者として、事務職員や栄養士等を想定

2 国等又は都道府県等の職員である介護・障害福祉従事者等の給与の改善のための措置

- (1) 国は、介護・障害福祉事業者等である国・独立行政法人の職員である介護・障害福祉従事者等の給与の改善に関し必要な措置を講ずること
- (2) 国は、介護・障害福祉事業者等である都道府県・市町村等であって、その職員である介護・障害福祉従事者等の給与を改善するための措置を講ずるものに対し、必要な財政上の措置を講ずること

三 介護・障害福祉従事者の人材確保に関するその他の措置

- 1 介護報酬の基準及び障害福祉サービス等報酬の基準を定めるに当たっての配慮
- 2 適切な就業環境の維持等

四 施行期日等

- 1 公布日から起算して一月を経過した日から施行 ※ただし、三は、公布日から施行
- 2 この法律は、優れた人材の確保に支障がなくなったときに廃止